

# 第1回 日野市子どもの貧困対策推進委員会 議事録

日時：平成30年6月26日(火) 午前10時00分～11時30分

場所：本庁舎5階 505会議室

出席委員：阿部委員長、福田副委員長、星野委員、藤浪委員、本村委員、山口委員、  
小黒委員、高橋委員、篠崎委員、赤久保委員【10名】

欠席委員：加藤委員、小林委員、山下委員【3名】

事務局：青木センター長、萩原課長補佐、中川係長、大野係長

庁内連絡会委員：星野納税課長、岡田都市計画課長、産業振興課 佐野係長、箕野生活福祉課長、山崎健康課長、中田保育課長、谷子育て課長、堀辺子ども家庭支援センター長、重山主任統括指導主事、加藤学校課長、横井教育支援課長、木村生涯学習課長

コンサルタント：村岡、小川

## 【配付資料】

- ・平成29年度及び平成30年度子どもの貧困対策進行管理状況(資料1)
- ・日野市子どもの貧困対策設置委員会設置要綱(資料2)
- ・日野市子どもの貧困対策設置委員会委員名簿(資料3)

## 1. 開会

- ・傍聴者はなし。

## 2. 協議内容

### (1) 人事異動に伴う委員紹介

- ・事務局が資料3に基づいて説明を行った。
- ・篠崎委員より自己紹介があった。

### (2) 各施策項目の進捗状況について

- ・事務局が資料1に基づいて説明を行った。

事務局：今年度第1回目の委員会なので、改めて少し確認をしていただきたい。「日野市子どもの貧困対策に関する基本方針」の47ページ、基本方針における「目指すべき姿」、そして5つの基本的方向性(目標)、それから施策項目と、体系を確認していただきたい。47ページの一番左の列は、「全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していけるような地域を目指します」となっている。ここが「目指すべき姿」である。そこに至るための5つの基本的方向性(目標)を設定してあるが、この目標に到達するために具体的に何をするのかということである。「何」にあたるものが一番右の列の施策項目で、21ある。施策項目の中でさらに具体的にどこが何をやるのか、ということで、事業及び担当課として76を位置付けている。これについては同じく基本方針の冊子の53ページから58ページにかけて、基本的方向性ごとに記載をしている。その事業を担当する課については担当課として記載している。そして成果を全体で測るために5つの指標を設定している。5つの指標については、「日野市子どもの貧困対策に関する基本方針」の46ページの中段の表に、子どもの相対的貧困率などがある。この指標については基本方針の期間中(平成29年度から平成33年度まで)の間、定期的に計測をして改善状況を把握する事になっている。

では資料を元に進行状況の説明をさせていただきたい。資料1の1ページ、始めに5つの指標の説明をする。一番上の「子どもの相対的貧困率」、下から2番目の「経済的な理由で子どもを学習塾に通わせられない割合」については、平成29年度においては測定はしなかった。直近の平成28年度の数值は、子どもの相対的貧困率は7.4%、約13人に1人の子どもが日野市の場合相対的貧困の状態にあるということである。また、経済的な理由で子どもを学習塾に通わせられない割合については、平成28年度の数值は記載の通りとなっている。

次に平成29年度の数值が出ているものを説明する。まず、「全国学力学習状況調査で全問不正解だった人数」について。教科名の後に書いてあるアルファベットは、Aが知識に関する問題、Bが知識を活用して解く問題である。小学生については、A・B共に人数が減っている。算数については、Aは減ったがBについては平成28年度より増えている。中学生については、国語はA・B共に増加している。数学はA・B共に減少している。

次に「平日の朝食摂取率」について、小学生は0.3ポイント上昇している。逆に中学生は0.7ポイント減少している。

最後に一番下の「ひとり親の正規就業率」だが、これはひとり親の中でも、低所得のひとり親の正規就業率である。平成28年度と比較すると、平成29年度は0.4ポイント下がっている。指標の説明については以上である。

続いて5つの基本的方向性(目標)ごとに進捗状況を説明する。時間の限りがあるので、主なものを説明する。2ページの基本的方向性1「子どもの学習・体験機会の提供と個々の学力向上に取り組めます」の部分である。5つの施策項目があり、各事業の中に更に具体的な各課が行う事業が位置付けられている。本日の資料の中で各施策項目の進捗状況については、各施策項目の中に位置づけられている事業が半数以上取り組みを実施した場合には「概ね実施」、全ての事業で取り組みをした場合は「実施」とし、ルール化をして表記している。基本的方向性1については、「学習意欲の経済的な面からの支援」については実施、

それ以外は概ね実施となっている。

4 ページから 7 ページにかけては、この基本的方向性 1 の各事業についての平成 29 年度の進行状況、計画と取り組み内容、全体の達成状況、見えてきた課題、右には見えてきた課題を踏まえてどうしていくかという平成 30 年度の計画、一番右は基本方針の最終年度である平成 33 年度の時点での目標が一覧になっている。

主な事業について説明する。4 ページの③生活困窮家庭の子どもに対する学習支援の拡大として、平成 29 年度の計画は実施箇所を 1 か所増設であったが、計画通り 1 か所増設し合計 4 か所で実施をしている。ここで色々な課題が見えてきているので、平成 30 年度はそれをしっかりと検証し、更なる施設の増設等に向けて対応していきたいと思っている。

その下④地域の方の協力による放課後の学習支援の拡大である。こちらは生活困窮家庭の子どもに限定はせず、広く学習支援を行う事業である。平成 29 年度は、すでに実施をしていた大坂上中学校での事業を充実させ、滝合小学校と日野第三中学校で新たに当該事業を開始する計画であった。予定通り滝合小学校と日野第三中学校で事業をスタートさせ、各校とも学習意欲、学力向上の成果が出ている。平成 30 年度は、平山小学校、平山中学校で新たに始める計画である。

次に⑥家庭訪問の実施検討である。以前行われていた家庭訪問はここ最近は無くなり、家庭の状況を先生が知っておく必要があるということで、実施出来るかどうか、基本方針の中では実施検討となっている。平成 29 年度において検討段階を経て、市内の全ての小中学校で家庭訪問を実施している。平成 30 年度の計画は、各地域や学校の実情に応じた家庭訪問の実施を計画している。

次に 5 ページの②図書館や交流センターなど公共施設への学習スペースの検討である。平成 28 年度に実施をした、子どもと保護者の生活実態調査の中に設定をした自由意見欄への記載の中で、多くの子どもから公共施設内への学習スペース設置についての要望があったため、まずは検討から基本方針の中に事業として位置付けたものである。関係課は非常に多岐に渡るが、平成 29 年度においては、複合施設内の図書館の分館において、ブラウジングルーム、ブラウジングスペースと言った共用部分について学習スペースとして利用可能であるという周知を改めて開始することを計画した。また、複数ある交流センターの中でモデル的に実施をする計画であった。図書館については、施設管理者と協議を進めつつ、周知をすでに始めている。交流センターにおいては、子どもや学生以外の多様な利用者がいるため、その部分で調整がつかず、モデル事業は実施出来ていない。平成 30 年度においては、図書館は引き続き周知を進め、交流センターについては子どもの学習スペースを確保出来る諸条件をクリアすべく検討していく計画である。基本的方向性 1 については以上である。

次に基本的方向性 2 「安心して生活できる環境を整え、生活習慣の改善を図ります」について進捗状況を説明する。

8 ページの基本的方向性 2 については、3 つの施策項目が概ね実施、2 つの施策項目が実施となっている。10 ページの施策項目 2 「健診結果等による気づきと情報共有による支援」の中の②新生児、乳児家庭全戸訪問、乳幼児健診結果の情報共有である。訪問や検診時に

保健師が貧困の気配をキャッチした場合に情報提供したり、関係機関が連携して支援をしていくものである。平成 29 年度においては、支援の必要性を認識したケースについて、確実に個別支援に繋ぐことが出来ている。平成 30 年度も引き続きリスクをキャッチしたケースについては、関係機関相互で情報共有し、包括的に支援をしていく。

10 ページ下段の施策項目 3 「生活習慣等の定期的な把握」について、①生活実態調査の定期的な実施、②貧困対策の担い手となる関係機関へのアンケートの実施である。いずれの調査も直近は平成 28 年度に実施をしている。平成 29 年度の調査は実施出来なかったが、直近の調査結果を事業の改善等に活用した。平成 30 年度は、平成 30 年度以降のそれぞれの調査実施に向けて、調査対象、調査方法、調査項目等を関係機関と検討し、予算措置の準備を進める予定である。

次に 11 ページの施策項目 4 「子どもと親が安心できる居場所環境の充実」だが、その中の②スーパーひのち「なつひの」の拡大検討である。スーパーひのちは、夏休み中の子どもの居場所づくりの事業で、小学校を利用して行うものである。この事業は検討だが、拡大についての検討段階を経て、平成 29 年度においては計画通り 8 校でなつひのを実施し、平成 30 年度に実施予定の 2 校についてもすでに事前調整を行っている。平成 30 年度はこの 2 校を超えて 10 校でなつひのを実施し、更に翌年度の拡大についての調整を、前年度に行う予定である。以上、基本的方向性 2 の説明を終わる。

次に基本的方向性 3 「子どもに係る経済的負担の軽減を図ります」の部分で 14 ページである。基本的方向性 3 については、3 つの施策項目が概ね実施、1 つの施策項目が実施となっている。16 ページの施策項目 2 「子どもに係る医療費の支援」について、ここは事業が 1 つだが、①子どもの医療費助成制度の見直し検討について、こちらについても、平成 29 年度において検討は終わり、義務教育就学時に係る医療保険について自己負担額の全額助成と一部負担金の廃止を計画通り実施をしている。

次に施策項目 3 「公的制度、サービスの利用料等の減免拡充」について、①駐輪場使用料の学生無料化検討である。これは、平成 28 年度に行った生活実態調査の中の自由意見欄で多くの子どもや保護者からも駐輪場の無料化の要望が多数出された。これを踏まえ事業として基本方針の中に位置づけたものである。平成 29 年度においては、担当課の道路課において、駐輪場ごとの動向の把握と、駐輪場を管理する指定管理者と調整を行っている。また、マイナンバーカードの活用を視野に入れて、道路課と情報システム課で協議を進めている。様々な事項の調整が平成 29 年度中には解決することが出来なかったため、平成 30 年度も引き続き学生の駐輪場無料化に向けて検討を継続していく。

次に、17 ページの施策項目 4 「家庭の自立に向けた支援の充実」の⑦高校生等のいるひとり親家庭への家賃助成の実施について、平成 29 年度途中から、セーフティネットコールセンターと子育て課が連携をし、児童扶養手当受給世帯で民間の賃貸住宅に居住し、高校生の子どもがいる世帯に対し、毎月の家賃の一部を助成する制度をすでにスタートしている。平成 30 年度においては、年間を通してこの事業を継続していく。基本的方向性 3 については以上である。

次に 18 ページからの基本的方向性 4 「子育て家庭の悩みへの支援強化と生活の質の向上に

取り組みます」について、2つの施策項目が概ね実施、1つは実施となっている。20ページの施策項目2「安心して子育てができる環境の整備」だが、②組織体制を含めた子育て世代包括支援センター機能導入について、平成29年度においては、庁内検討委員会を立ち上げ、センターの役割や機能、体制等について検討に着手をしている。平成30年度はセンターの開設に向け役割や機能、体制等について更に具体的な検討を進め、基本構想案、基本構想の策定をしていく。

次に21ページの施策項目3「生活困窮者への住宅支援の強化」①ひとり親家庭等の民間賃貸住宅への入居支援について、ひとり親家庭の他に、単身高齢者や障害者等を含めて住宅確保要配慮者に対する支援について、平成28年度末に立ち上げた「居住支援協議会」において、国が昨年度創設した新たな住宅セーフティネット制度の活用も含めて、議論に着手をしたところである。平成30年度についても、具体的な事業の実施を目指し、居住支援協議会で議論を継続していく。基本的方向性4の説明は以上である。

最後に基本的方向性5「効果的に情報を発信し、支援ネットワークを強化します」について、全ての施策項目が実施となっている。23ページの施策項目2「全ての子どもに支援が届く情報発信と啓発」について、②市民に対する貧困対策に関する基本方針及び施策に関する周知及び啓発である。平成29年度において、6月に市民等広く対象としたシンポジウムを開催した。当日は阿部委員長に講演をしていただき、パネルディスカッションでは福田副委員長にファシリテータを、阿部委員長、本村委員にパネリストを務めていただいた。また、大坪市長もパネリストとして登壇している。次に24ページの施策項目3「相談機能と連携体制の強化」②庁内各課相互の困難をかかえる家庭の情報共有、支援へのつなぎについて、これは全ての課が関係する部分である。個々の記載は省略しているが簡単に言うと、全ての課が窓口や電話で市民の生活困窮等の状況をキャッチした場合は、よく話を聞いていただき、セーフティネットコールセンター等関係機関へまずはしっかりつなぐということである。

施策項目4「関係職員の気づきを促す研修の実施」について、①職員に対する貧困対策・自立支援に関する研修の実施である。平成29年度は、まず部長職・課長職に対し平成30年1月に研修を予定していたが、大雪の為中止となり、スライドする形で今年度に入り5月に研修を実施した。当日は阿部委員長を講師に迎え、貧困の現状と対策と題し講義をしていただいた。今後はより市民と近い距離で仕事をしている課長補佐職、係長職、一般職員等に対し、順次研修担当の職員課と調整をし、研修を行う予定である。

最後に、②学校管理職研修、初任者研修、10年経験者研修における貧困対策の気づきと連携意識の醸成である。平成29年度においては、校長会・副校長会で平成28年度の生活実態調査の結果を説明し、各校長・副校長がその内容を共有している。平成30年度においては、引き続き生活実態調査の結果を共有すると共に、家庭訪問においても貧困に対する意識を持って実施をしていく。

以上で各施策項目の進行状況についての説明を終わる。

## 【質問・意見等】

山口委員：資料1の4ページ、地域の方の協力による放課後学習支援の拡大について、平成29年に滝合小学校・日野第三中学校で実施、あるいは大坂上中学校・日野第三中学校で放課後学習支援を実施したとあるが、何名くらいが参加しているのか。

生涯学習課長：この事業は生涯学習課と学校課が共同で行っている事業である。大坂上中学校は29年6月から30年の3月の間に年間87回実施し、延べ参加人数は522人となっている。日野第三中学校は29年4月から30年3月の間に181回の実施で延べ人数1,538人、滝合小学校は29年6月から30年2月の間で20回実施し、延べ人数1,496人の参加となっている。

山口委員：すごい人数だ。

生涯学習課長：延べ人数なので、実人数はまた違うと思う。小学校は初めての実施だが、2年生から6年生までを対象とし、昔先生をしていた方も含め、地域の方がやりがいを持ってやっけていただいている。

山口委員：平均すると一日あたり70人が参加しているが、担当しているのは複数の地域の方なのか。

生涯学習課長：地域の核となるコーディネーターがいて、その方にまとめていただいている。コーディネーターの多くが、年間2万人くらいの方が活動している学校支援のボランティア推進協議会のボランティアの方や、「ひのっち」という放課後子ども教室のコーディネーターの方で、地域の支援をしていただく先生をまとめている。複数の方が各学校に関わっている。

山口委員：これは他の行政もやっているような取り組みなのか。

生涯学習課長：4年前に国の「地域未来塾」という補助制度が開始された。実施に対して、三分の一は国、三分の一は東京都の補助があり、その補助制度の提案があったときに日野市は早めに手を挙げ、できるところから始めた。中学校は先進的なプロジェクトをやっているところから、また小学校は先生からやってほしいという提案があり、地域と繋げて実施した。地域の力もあるのでだんだんと広げていきたいと思っている。

山口委員：補助金はどのようなことに使っているのか。

生涯学習課長：コーディネーターや学習支援員への謝礼や、消耗品に使っている。

小黒委員：手を挙げた学校は大坂上中学校・日野第三中学校・滝合小学校の3校しかなかったのか。

高橋委員：昨年度までは大坂上中学校にいたのでご説明すると、中学校では大坂上中学校からスタートした。その後拡大しているのが現状である。

生涯学習課長：小学校の方は、中学校で開始した状況を校長会等で紹介する中で、校長先生ご自身から、ぜひ地域の力を借りて算数に力を入れたいというお声がかかった。その状況からだんだんと広がっている。

山口委員：この件についての29年度の報告書等はあるのか。これだけでは把握できない部分がある。全体を知ることのできるデータなどはあるのか。

生涯学習課長：庁内に教育委員会の評価の制度や全庁的な事業評価の制度があるので、そち

らにおいてはもう少し詳しく記載して公開されるかと思う。

山口委員：市全体としてはないということか。

生涯学習課長：冊子という形ではないが、詳しく記載したものは市民の方にも公開される形として、現在作成中である。

本村委員：同じく4ページの家庭訪問の実施検討について、全校において実施されたという報告があった。前回これについては玄関先で様子を見るような形になると聞いたが、実施して把握できたパーセンテージ、もしくは、そこで何か課題を察知し、その後課題に対してどのような取り組みがなされるのか、あるいはなされようとしているのかを教えてください。ここで報告だけを見ると実施したで終わってしまうが、課題についての取り組みが重要ではないかと思うので。

主任統括指導主事：家庭訪問の実施形態は学校や地域によりさまざまで、玄関先で話をするケースや、旧来のように中に入って話をしたり、子ども部屋に案内してもらったケースもあったが、中には家に来ないでほしいというケースもあった。今年度は、すでに実施している学校もあるが、夏休みまでの間に全校で実施することになっている。その中で見えてきたことは様々だが、家庭での様子や、近所や地域での子どもたちの人間関係などである。例えば、子どもが多くて身の回りのことまで手が回らないという声を聞いたら、子どもに対してなぜ忘れ物をするのか、という対応ではなく、その状況を踏まえて担任の対応が行われた、という話もある。他にも、民生委員・児童委員の方に協力をしていただくようなケース、また子ども家庭支援センターとの情報共有の中で、家庭訪問で目にしたことを共有するというような、さまざまな取り組みがなされたという報告を受けている。

阿部委員長：平成30年度以降は地域や学校の実情に応じて実施と記載があるが、全校で実施をすることは難しいという声があったのか。

主任統括指導主事：平成29年度より、全校で実施している。中学校は1年生を対象として夏休みに実施、小学校についてはまず低学年で実施しようということで、1年生を中心に行う学校が多かった。ただし、1年生・3年生・5年生で行ったり、担任が変わった学年で行うなど、いろいろ試しながら行っている。過去には学校の授業時間数の確保のために実施できなかったという側面や、保護者からやめてほしいという声があった地域もあるので、しっかり理解を求めながら、丁寧に前に進めていこうと思っている。

藤浪委員：プレイパークを始めて10年になるが、最近感じているのは外国籍の親を持つ子どもがずいぶん増えてきたということだ。さまざまな国の方が増えているが、最近ではベトナム人のお母さんが増えている。そのように、日本で子育てをしている外国籍のお母さんが増えてきているが、先日、そういう方々から、幼稚園と保育園はどこが違うのか、という質問を頂いた。日本人であればわかって当然のことなのだが、説明しづらく、しかしとても基本的なことだ。これは一事が万事で、外国籍のお母さんに日野市の子育て支援の在りようをどうやって伝えるのか、現場は戸惑っているのではないか。学習支援をされている方の話を聞くと、外国籍の親を持つ子どもが来るケースもあり、親と学校、または親と

子どもがコミュニケーションを取れているのか、またそういうときにどのようにコミュニケーションを取ればいいのかというような話を聞いたこともある。全ての子どもたちが夢と希望を持つ、というところにそういう子どもも入っていると思うので、日野市では、お母さんが日本語を上手く話せなかったり、外国籍の親を持つ子どもに対して何か特別な支援があるのかお聞きしたい。

子どもの支援をしていると何を自分の基本に持つかをいつも考えるが、子どもの権利を意識しなければならない時代になってきた。日野市は子ども条例というものがあるが、この施策の全ての基本理念としてそこが反映されれば良いと思う。なかなか市民全体には浸透しておらず、子ども条例においても子どもの貧困対策については一言も触れられていないが、条例を心にとめてこの施策を行ってほしい。

阿部委員長：情報発信については基本的方向性5に該当の項目があるが、そこで外国籍の子どもや情報が届きにくい方々にどのように発信するのかをもう少し検討していただけないか、という意見だと思う。それについて事務局から説明願いたい。

事務局：一点目のご質問について、外国人の方にどのようにアプローチするかでいろいろ違ってくと思う。セーフティネットコールセンターの生活困窮の分野では、例えばお母さんが日本人でお母さんが外国籍の家庭の子どもが学校でもらってきたプリントを、お母さんが理解できないことがある、というケースがあった。中学校3年生だと重要なプリントがあると思うが、それをお母さんがまったく読み取れないという。このようなことは、生活困窮の方でも課題として昨年度の後半頃から認識をしだしている。国際交流協会によると、外国籍の方が困難に直面しているケースが東京都内でもかなりあるという。対策としては、立川の国際交流協会が外国人向けの相談会を行っているという情報があるので、ケースによってはそこへ繋ぐことを考えている。ただ問題なのは、外国といっても何か国もあるので、そのすべてに対応するのは大変だと思う。学校やわれわれ生活困窮など、それぞれの分野で課題として出ているが、具体的にどうするのかまではしていない。また、基本方針をつくる過程においては、まだそこまで認識していなかった部分がある。平成29年度に入り急にそのようなことが増えてきたと感じている。その他、子育て分野や学校分野でも何かあればお答えいただきたい。

子ども家庭支援センター長：子どもはさまざまな困難を抱えた家庭の相談に乗っている。併せて、地域での子育て力のための子育てサークルとして、同じような子どもを持つ親が集まるサークルがある。その中に、多文化という形でいろいろな国の家庭の方が集まるサークルがある。日本でどのように生活をするのかわからないことについては相談に乗るということで、そのサークルを紹介している。また、本当に困難を抱え、言葉も通じない方も中にはいる。ベトナムや中国の方で、両親とも日本語が話せないというケースもある。多くは民生委員の方から情報が伝わる。保育園や学校から繋がることもある。私たちもベトナム語や中国語を話せるわけではないが、国際交流協会の方の協力を得たり、いろいろな方の協力を得て、何とかコミュニケーションを取りながら支援している。長い時間はかかるが支援させていただいている。もし困っている方がいれば何か力になれると思うので、こちらに繋いでいただくのも一つの方法だと思う。

学校課長：支援員については、小中学校で日本語が不自由な子どもが転校してきて、支援が必要だと判断された場合、支援員の配置の依頼が来る。週1日ぐらい、長い時間でないが配置をして支援している。年間で二桁になることはないが、例年6～7人の依頼が来て、わりと早い時期に入りの部分でサポートができるように支援している。以前と違って中国語や韓国語だけではなく、それ以外の言語が非常に多くなっていると配置するときを感じている。

主任統括指導主事：学校で、生活言語としては話せるが、学習言語については非常に困難を示すケースがある。そこで、国際交流協会と関係のある方に、ボランティアとして学校に行っていたり支援していただいているケースが、多くはないが実際にある。

高橋委員：学校生活で子どもが一番困ることは、学習言語の問題である。日本の教科書が読み取れない、先生の言っていることがわからない、これが学習の遅れに繋がり、学校の適応にも影響してくる。そのため、先ほどお話があったように、国際交流協会のチーフの方に連絡を取っていただき、そこからボランティアを派遣していただいた。問題は、タガログ語やタイ語など、特殊な言語の場合である。英語であれば、何とか英語を介して教諭も理解を図ることができるが、そういった言語の場合には、通訳を介し、教科書をタガログ語にして教えてもらう。回数は十分とは言えないが、その人が入ることにより、子どもの教育に繋がり、その後の細かな対応に繋がっている。同時にモチベーションの問題もあるので、支えられているというところが学校への繋ぎにもなると思っている。こういったことは子どもの状態によりかなり違い、学習的な吸収力が高い子どもはどんどん離れていくことができるが、時間がかかる子どももいる。制度のようなものは整っていないが、日野市としてボランティアの支援が入っていることはとてもありがたいことだと感じている。今後、外国籍の子どもの学習支援に対しては、人材確保が大きな問題だと思う。ちなみに、そのときはその国からの留学生である大学院生を派遣していただいた。その学生の方に合わせて時間を設定し、授業においては1～2時間など、抜き出しで支援をしていただいた。

保育課長：子どもの保育に関しては、日常の保育で支障があるといった声は特に届いていないが、保護者の方にお伝えしなければならない子どもの様子などを伝えるのが非常に難しいと聞いている。また、保育課に限らず制度が複雑なので、その説明に非常に苦慮していると認識している。

山口委員：かなりの人数の外国人が日野市に住んで学校に通っていると思う。それに対して、地域の方の協力による放課後学習支援の拡大の話とも関連するが、そういう方々を対象にして、学校の教室を使ってマスとして何らかの対策や事業をやっているのか、あるいは計画しているのか。例えば旭が丘で、複数の言語の小学生や中学生の子どもに対して呼びかけ、放課後に日本語を教えるということをやっているのか、あるいは計画をしているのかお聞きしたい。

赤久保委員：確かではないが、日野市の国際交流協会日本語教室のようなものは定期的に行われていると聞いている。

山口委員：それでは地域を限定されてしまうと思う。

赤久保委員：どの地域でやるということではなく、あくまでも国際交流協会が主体の日本語

学級として行っているのですが、外国籍の方が多い地域においてピンポイントで実施するというようなことは、まだ行っていない状況である。

山口委員：その場合、NPO が手を挙げたら学校の教室を使うことは可能なのか。

主任統括指導主事：そういった支援については、これから検討していかなければならないと思っている。関係者の方にいろいろと相談させていただきたい。

山口委員：そういったことを実施しようとしたときに、何が壁になるのか。先ほどあったように、地域のボランティアによる放課後学習支援を複数の学校で拡大しているが、それは日本人の子どもたちの学習支援である。外国籍の子どもに実施する場合、当然多言語ということ踏まえるとしても、何が障害になるのか。

主任統括指導主事：放課後学習支援は国籍を限定しているわけではないので、中には外国籍の子どももいる。しかし、外国籍の子どもに対する言葉の支援はこれで十分だとは捉えていないので、考えていく必要がある。そこに何か壁があるかということ、特段あるとは考えていないが、実施するためにどのように整備するかを考えなければならない。

星野委員：基本的方向性2の施策項目2、②に「新生児・乳幼児家庭全戸訪問」とあるが、これは実施したということか。また、今ニュースで取り上げられているように、訪問が漏れてしまって支援に繋がれなかったケースがあると思うので、他県に出たケース等も把握しているのかお聞きしたい。同時に、その下の③にも繋がるが、虐待については、家庭訪問で見ることによって支援に繋がれるのではないかと思う。学校の家庭訪問も大切だが、その前に新生児・乳幼児家庭の全戸訪問を行うのであれば、何年も先の家庭訪問に力を入れるよりも、ある程度ここで力を入れた方が、先に繋がるので良いのではないだろうか。団体等で協力すると記載があるが、見えない虐待があっても家の中で終わってしまっていることではないか、園長や校長会での協力の呼びかけ等の以前の問題の方が大きくなりつつあるのではないかと懸念している。そういったことを全戸家庭訪問からどのように捉えているのかお伺いしたい。

健康課長：健康課では新生児・乳幼児全戸訪問を実施しているが、妊婦のときから出産・子育て応援事業として、母子手帳の発行や妊娠届を出すところから、全通面接を平成28年度から開始している。その中でのスクリーニングやケアプランの作成、ハイリスクの方の洗い出し等をするとともに、出産後28日以内に助産師・保健師の全戸訪問に繋げるようにしている。実績として、訪問または電話等で話ができなかったレベルではあるが、昨年の速報値だと乳幼児家庭の把握率は97.1%となっている。また、それができなかった方も3・4か月検診で確実にフォローするということを目指している。さらに未受診の方や行政と結びつくことができていない家庭の場合は虐待リスクが高いと考え、子ども家庭支援センターと連携し、リストアップをしてその家庭の把握に努めている。昨年でいうと100%把握できた実績がある。今後の課題としては、データを学校や保育園まで繋がられるような体制づくりが課題だと考えている。

子ども家庭支援センター長：健康課の保健師が妊娠期から支援を行っていて、そこでピックアップされたハイリスクの妊婦や家庭については、子ども家庭支援センターに連絡があっ

た場合、健康課の保健師と子ども家庭支援センターのケースワーカーと一緒に家庭訪問を行っている。そこで妊婦や子どもの様子を確認し支援している。家庭訪問の中で支援が必要な家庭があるのではという話があったが、そういうときも各学校から子ども家庭支援センターに連絡が入る。併せて、現在学校にカウンセラーやSSW（スクールソーシャルワーカー）が配置されており、そちらからも連絡が入るので、スクールソーシャルワーカーとケースワーカーと一緒に子どもの支援に入っている。さらに、校長会や副校長会、生活指導主任会、養護教諭会など、各学校の先生方の集まりの中で時間をいただき、子ども家庭支援センターの業務の説明と、心配なお子さんがいたらご一報いただきたいということで、協力をお願いをさせていただいている。各保育園や幼稚園の園長先生の集まり等にも伺っているので、そのようなところで虐待対応をしている。

本村委員：多摩平の「ほっとも」を運営している立場から、意見として申し上げたい。11ページに「児童館での高校生向けの事業内容の検討」や、その次のページ、施策項目5で「若者等に寄り添った就労支援の実施」とあるが、「ほっとも」でも見るのは中学校までで、その後のフォローをしてほしいという声もあるものの、実際には難しい。中学校まではここにいらっしゃるような方々で対応できるようだが、高校生になると離れてしまう。高校にうまく行けていないなど、その後のフォローが難しい現状がある。これまで話してきたように、幼少期から中学校の義務教育までのところも大事だが、高校から専門学校、就職に至るまでの部分がもう少しなければ、子どもの自立に向けた支援ができないのではないかと懸念している。これからの課題として考えていただきたい。

福田副委員長：若者サポートステーション等との連携が出てくるが、中学以降の層に対してサポートするようなNPO等の活動について、日野市ではどのような状況なのか。どこかで活動の実態を掴んでいたたり、情報を持っていたりするのかな。

事務局：この年代の若者に特化した支援活動をしているNPOは市内にはないのではないかな。実態も完全には把握できていない状況である。サポートステーションに関連したところでは、近隣の立川市や国立市のネットワークにセーフティネットコールセンターもオブザーバーで参加しており、情報入手に努めている。何らかの整理がつけば本委員会でも情報提供をさせていただきたい。

福田副委員長：「(仮称)子ども包括支援センター」の構想があるということだが、資料の中には他に「子育て世代包括センター」、「子ども包括支援センター」、「子ども世代包括センター」と、いくつか同じような言葉が出てくる。これはそれぞれ異なる事業になるのか。また、「(仮称)子ども包括支援センター」は、骨子等に中学校卒業後の子どもに対する支援を織り込んだような構想になっているのか。

子ども家庭支援センター長：名称の違いについては、当初平成28年の児童福祉法・母子保健法等の法改正により、母子保健法の改正の中で、妊娠期から切れ目のない支援をする仕組みとして、「子育て世代包括支援センター」という言葉が出てきた。その後児童福祉法の改正があり、児童福祉法において虐待対応の拠点の整備をする構想が出てきた。そのため、

日野市においてどう対応していくか、市内の健康課と子ども家庭支援センターが中心となり、関係課とともに検討を始めた。その中で出てきたものが、「(仮称)子ども包括支援センター」であり、日野市はそのような形で取り組んでいきたいと内容を詰めているところである。「子ども包括支援センター」の概要については、児童福祉法における児童の定義が18歳未満であるので、妊娠期から18歳未満の子どもと、その家庭を支援していくことを検討している。その中で、先ほどご指摘があったように、市の方で今手薄になっている、中学校卒業後の子どもたちの支援も含めて対応できるような形のものを考えている。具体的な支援策については、立川市の会議に子ども家庭支援センターの職員も2名参加させていただき、参考にしている。30年度中に「子ども包括支援センター」の構想案をつくろうと取り組んでいるところだ。

福田副委員長：では、23ページの施策項目1にある「子育て世代包括支援センター」については、単純に「世代」という言葉を削除でいいのか。

子ども家庭支援センター長：当初は「子育て世代包括支援センター」と考えていたが、その後「子ども包括支援センター」となった。

阿部委員長：私からも質問させていただきたい。フードバンク事業について、東京都の構想だと思うが、フードパントリー事業というものも始まるということで、子ども食堂・フードパントリー・フードバンクをどのように並行して行うのか。

もう一点、11ページの公園の活用についても、課題として地域住民との連携が必要であると記載があるが、現状で子どもの居場所事業を進めるにあたって、地域住民と軋轢のようなものがあるのか。これは同じように、子どもの自習スペースについても、他の利用者との住み分けが必要と記載があるが、何か課題があるのであればご説明いただきたい。

三点目だが、家賃補助について、実際に児童扶養手当現況届を出している方の何%ぐらいが補助を受けているのか。

事務局：一点目についてお答えすると、食の関連事業については、基本的方向性2の施策項目1「食習慣の改善、食事提供の支援」として位置づけをしている。フードバンク事業はこの中の、食習慣の改善等に取り組む団体等への運営等支援として、企画経営課とセーフティネットコールセンターで担当している。日野市内のフードバンク団体は、山口委員のいらっしゃるフードバンク TAMA の1団体のみである。東京都の今年度の新規事業として、フードパントリー設置事業があるが、フードバンクの食品の提供方法には、困っている家庭に食品を直接届けるパターンと、受け渡し場所(フードパントリー)にご本人が取りに来ていただく2つのパターンがある。例えば、都内で一番大きいセカンドハーベストジャパンというフードバンク団体は、本部は浅草だが受け渡し場所が国立にある。それよりはエリアを狭める形で、フードバンク TAMA がフードパントリーの設置を計画しているので、日野市としても支援をしていきたいと考えている。フードパントリーの機能として、直接困っている方に食品を受け渡す機能の他にも、食べ物に困っているが、実はどこかに相談して手続きすれば場合によっては生活保護が受給できたり、またひとり親家庭で賃貸住宅に住んでいるが児童扶養手当も受けていない、家賃の助成も受けていないという方がいるか

もしれないので、食品を取りに来たときにフードバンク団体の方に話を聞いていただき、ハイリスクの方であれば市役所や社協に繋ぐという役目を果たすことができるのではないかと、という観点で補助をしていく予定である。子ども食堂についても、市内で最初は1団体だったが、現在は民間レベルで増えている。これについても東京都が新しく補助をする事業を始めており、企画経営課が本日欠席のため状況が分からない部分もあるが、子ども食堂についても何らかの形で支援を拡大する動きはある。

二点目の公園に関するご質問については、緑と清流課も欠席のため分かる範囲でお答えすると、地域住民との連携という部分は軋轢を解消するための連携であるという気もするが、一方で、地域住民の力を借りて公園の活用を広げていきたいという面もあると思う。また、地域協働課も本日欠席しているのでお答えすると、自習スペースについては、豊田駅のイオンの隣に多摩平の森ふれあい館という6つの施設が入っている典型的な複合施設があり、その一階に多摩平図書館という分館がある。分館と言っても、中央図書館よりも利用者が多く非常に混んでいる分館である。その分館に隣接している、全体の共用スペースであるブラウジングスペースで子ども・学生向けの学習スペースの設置を試みたようだが、単独の設置となると、高齢者や单身の方がいるため、いろいろな層の方との調整がまだついていないようである。軋轢とまではいかないが、複合施設であるため様々なことを整理している段階と聞いている。

ひとり親の家賃補助については、現況届を出されている方の約8%が補助を受けている。

藤浪委員：公園活用に関する地域住民との連携ということで、プレーパークの立場から一言申し上げる。現在日野市には4つのプレーパークがある。20年の歴史がある「どろんこの国」、私どもの「子どもへのまなざし」が運営して10年になる「なかだの森」、小学生のお母さんが立ち上げて3年の「百草こども村」、平山八幡神社で1年前に同じく小学生のお母さんが立ち上げた「平山ことな広場」がある。実際に市からの補助を受けているのは私どもの「仲田の森」だけで、それも一部が補助金である。その他はボランティアで行われている。地域住民の方の力を借りてと先ほど仰っていたが、それには限りがある。子どもの居場所としての公園活用を真剣に考えるのであれば、そこに何らかの行政の負担をしていただきたいと常々思っており、何度か要望も出しているが、なかなか叶えられない。資料1を見ると、いろいろなところで市民ボランティアの力を活用するとうたわれているが、ボランティアも高齢化しており、私自身も現在介護をしているような状態で、市民の力を借りると言っても、果たしてその市民ボランティアがこの先どうなるのかという危惧がある。ボランティアという一言では片付けずに、そこに携わっている方々がどんな労力をかけて、どんな気持ちでやっているのかを聞きとり、本当に必要なものであれば何らかの行政の金銭的な助成をお願いしたい。

小黒委員：基本的方向性3の施策項目3「公的制度、サービスの利用料等の減免拡充」のところで、「駐輪場使用料の学生無料化」とあるが、これはぜひ実施していただきたい。駐輪場料金は本当に高く、自転車1台が1年間駐輪場を使用すると、新車が買えるくらいの金

額になってしまうので。また、この隣に「マイナンバーカードを利用する上での…」とある。国民全員がマイナンバーカードを所持することにはなっているが、学生の所持率ほどのくらいなのか。

事務局：マイナンバーカードの学生の所持率については、本日は把握していない。

阿部委員長：マイナンバーカードと連携しなければできない制度なのか。

事務局：できないわけではないが、まずマイナンバーカードの活用を含めて実施してみようと位置付けている。絶対条件ではない。

小黒委員：どのような使い方をするために必要なのか。

赤久保委員：そちらについては2点ある。1点目は学生を対象に無料化を考えているため、年齢確認するための手法として、マイナンバーカードをパスモなどの交通系カードのようにタッチすることを想定した。もう1点は、日野市では比較的所持している方が多いが、マイナンバーカード自体はまだまだ普及が進んでいないので、それを活用することにより、マイナンバーカードを持っていただけということ想定している。ただし学生の定期利用については、所得制限はあるものの減免制度を実施している。しかしここで想定しているのは定期利用ではなく、単発の利用についてなので、何らかの年齢の認識をするものが必要だと思っている。

小黒委員：そのために交通系のカードとマイナンバーカードの規格が違うので、まだ対応が難しいということか。

赤久保委員：その通りである。それも含め、どのような方法がいいのか検討しているところだ。

阿部委員長：例えば、図書館のカードのように、学生に無料カードのようなものを発行するなど、他のやり方もあるのではないか。恐らくマイナンバーカードは抵抗感を持っている方がいらっしゃると思うので、いろいろ検討していただきたい。

### (3)その他

- ・第2回推進委員会の日程は10月22日(月)の10:00～、第3回推進委員会の日程は平成31年2月18日(月)の10:00～を予定している。いずれも場所については本庁舎内を考えている。時期が近づいたら改めてお知らせする。

## 3. 閉会

以上